

社発第 T-782 号
平成 29 年 3 月 24 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表取締役社長 小林 英三

株式会社名古屋証券取引所が開設する取引所金融商品市場における貸借取引業務の
実施に伴う「貸借取引貸出規程」の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、株式会社名古屋証券取引所は、平成 29 年 4 月 24 日付で指定証券金融会社を中部証券金融株式会社から当社に変更するとともに、当社は現在中部証券金融株式会社が行っている株式会社名古屋証券取引所が開設する取引所金融商品市場における貸借取引業務を引き継ぐこととしております。

これに伴い当社は、貸借取引にかかる制度整備を図るため、金融庁長官の認可が得られることを条件に、下記のとおり「貸借取引貸出規程」の一部改正を行うことといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具
記

○ 「貸借取引貸出規程」の一部改正 … 別紙
(改正内容)

- 平成 29 年 4 月 24 日付で貸借取引貸付の対象とする取引所金融商品市場を開設する取引所に「株式会社名古屋証券取引所」を加えるとともに、貸借取引参加者に「株式会社名古屋証券取引所の総合取引参加者または IPO 取引参加者」を加える。

以 上

「貸借取引貸出規程」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
第1章 総 則	第1章 総 則
(趣旨) <p>第1条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」という。）の清算資格を有する者に対し、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、<u>株式会社名古屋証券取引所</u>、証券会員制法人札幌証券取引所または証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場（以下「金融商品市場」という。）において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引（以下「金融商品市場取引」という。）の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける（以下この貸付けを「貸借取引」という。）場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。</p>	(趣旨) <p>第1条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」という。）の清算資格を有する者に対し、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、証券会員制法人札幌証券取引所または証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場（以下「金融商品市場」という。）において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引（以下「金融商品市場取引」という。）の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける（以下この貸付けを「貸借取引」という。）場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。</p>
(1)株式会社東京証券取引所の総合取引参加者	(1) (同左)
(2)株式会社大阪取引所の先物取引等取引参加者（前号に掲げる者に限る。）	(2) (同左)
(3)株式会社名古屋証券取引所の総合取引参加者またはIPO取引参加者	(新設)
(4)証券会員制法人札幌証券取引所の正会員	(3) (同左)
(5)証券会員制法人福岡証券取引所の正会員	(4) (同左)

新	旧
員	
(6) <u>前各号に掲げる者であって清算機関の清算資格を有しない者（以下「非清算参加者」という。）から有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引の委託を受けた金融商品取引業者</u>	(5) (同左)
(7) <u>非清算参加者から有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引の委託を受けた登録金融機関</u>	(6) (同左)
(貸借契約) 第 2 条 この規程により貸借取引を行おうとする者は、あらかじめ当社に別に定める「約諾書」を差し入れなければならぬ。 2 前項の約諾書を差し入れた者（以下「貸借取引参加者」という。）が前条第 <u>6</u> 号または第 <u>7</u> 号に掲げる者に該当する場合においては、当該貸借取引参加者は、前項の約諾書のほか、別に定める「清算取次貸借取引等に関する約諾書」を、あらかじめ当社に差し入れなければならない。	(貸借契約) 第 2 条 この規程により貸借取引を行おうとする者は、あらかじめ当社に別に定める「約諾書」を差し入れなければならぬ。 2 前項の約諾書を差し入れた者（以下「貸借取引参加者」という。）が前条第 <u>5</u> 号または第 <u>6</u> 号に掲げる者に該当する場合においては、当該貸借取引参加者は、前項の約諾書のほか、別に定める「清算取次貸借取引等に関する約諾書」を、あらかじめ当社に差し入れなければならない。
付則 この改正規定は、平成 29 年 4 月 24 日から実施する。	